

医 第 8 2 4 号 の 5
令和 2 年 8 月 2 6 日

新 潟 大 学 長	様
日本歯科大学新潟生命歯学部	長 様
新 潟 薬 科 大 学 長	様
長 岡 技 術 科 学 大 学 長	様
長 岡 工 業 高 等 専 門 学 校 長	様
新 潟 工 科 大 学 長	様
上 越 教 育 大 学 長	様
新 潟 県 立 看 護 大 学 長	様
新 潟 医 療 福 祉 大 学 長	様
新 潟 医 療 技 術 専 門 学 校 長	様

新潟県福祉保健部長
(公 印 省 略)

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第 16 条第 1 項に
規定する知事指定薬物の新規指定について (通知)

日頃、県の薬事行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。
本日、新潟県薬物の濫用の防止に関する条例 (平成 26 年新潟県条例第 88 号)
第 16 条第 1 項に規定する知事指定薬物として、新たに 5 物質を指定し、別紙の
とおり告示しましたので、御了知の上、学部 (学科) 関係者に周知願います。

担当：医務薬事課薬事指導係
平山
TEL：025-280-5188
FAX：025-280-5641





発 行 新 潟 県

号 外 1

令和 2 年 8 月 26 日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

949 知事指定薬物の指定（医務薬事課）

告 示

◎新潟県告示第949号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和 2 年 8 月 26 日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) 4-メチル-1-フェニル-2-（ピロリジン-1-イル）ペンタン-1-オン（通称名： α -PiHP、 α -PHiP）及びその塩類
- (2) N- {1- [2-（フラン-2-イル）エチル] ピペリジン-4-イル} -N-フェニルプロパンアミド（通称名：Furanylethylfentanyl、FUEF）及びその塩類
- (3) 2-（2, 5-ジメトキシ-4-メチルフェニル）-2-メトキシエタンアミン（通称名：BOD、 β -METHOXY-2C-D）及びその塩類
- (4) N-フェニル-N- [1-（2-フェニルエチル）ピペリジン-4-イル] -2-メチルプロパンアミド（通称名：Isobutyrylfentanyl）及びその塩類
- (5) [1-（シクロヘキシルメチル）-1H-インドール-3-イル]（4-メトキシナフタレン-1-イル）メタノン（通称名：CHM-081）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和 2 年 8 月 27 日